

千葉県報

定例
平成30年3月23日

主要目次

○	千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	公安委員会規則	一
○	千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	一
○	交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	四
○	告示	四
○	千葉県公営企業の業務状況の公表	四
○	地方自治法施行令に基づく県民税等に係る徴収金の収納事務の委託	四
○	地方自治法施行令に基づく償還金の収納事務の委託	五
○	昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号の一部を改正する告示	六
○	千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示	六
○	千葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示	六
○	認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	七
○	認定訓練等施設費補助金交付要綱の一部を改正する告示	九
○	道路区域の変更	一
○	都市計画市場事業の認可	一
○	土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)	一
○	道路交通法に基づく放置違反金の収納事務の委託	二
○	教育委員会教育長告示	二
○	地方自治法施行令に基づく返還金の収納事務の委託	二
○	選挙管理委員会告示	二
○	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	三
○	公安委員会告示	三
○	警備員指導教育責任者講習の実施	三
○	警備員等の検定の実施	四
○	公告	四
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)	五
○	都市計画火葬場の関係図書の縦覧	五
○	都市計画下水道の関係図書の縦覧(三件)	五

特定調達公告
入札公告

規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月二十三日
千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第七号

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則(昭和三十五年千葉県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一千葉市の項中

幕張東区営住宅駐車場 六、〇〇〇円を

みつわ台区営住宅駐車場 四、五〇〇円

東寺山第二区営住宅駐車場 二、五〇〇円

海浜幕張区営住宅駐車場 五、五〇〇円

幕張東区営住宅駐車場 六、〇〇〇円

海浜検見川区営住宅駐車場 六、〇〇〇円

に改め、同表中

浦安市 浦安堀江区営住宅駐車場 八、五〇〇円

富津市 富津区営住宅駐車場 一、五〇〇円

富津市 富津区営住宅駐車場 一、五〇〇円

浦安市 浦安堀江区営住宅駐車場 八、五〇〇円

浦安市 浦安高洲区営住宅駐車場 七、〇〇〇円

を

に改め

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

千葉県公安委員会規則第一号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項に次の3号を加える。

(6) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）

(7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）

(8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）

第2条第5項に次の4号を加える。

(4) 免許の取消し申請

(5) 証明書の交付申請

(6) 証明書の記載事項の変更届出

(7) 証明書の再交付申請

第2条第7項及び第8項を削る。

第4条第1項中「2通」を「1通」に改め、同項第1号中「型等」を「型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。）等」に改め、「（寸法縦6センチメートル、横9センチメートル）」を削る。

第4条の2第1項中「2通を」を「1通を」に、「各2通（ただし、道路維持作業用自動車の届出に係る場合にあつては、各1通）」を「各1通」に改め、同項第1号中「型等」を「型、自動車登録番号標又は車両番号標等」に改め、「（寸法縦6センチメートル、横9センチメートル）」を削る。

第7条第1号アに次のように加える。

(エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合

第9条第9号中「道路運送車両法による」を削る。

第9条の2第1項第2号中「住民票」の次に「の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証」を加え、同項第3号を削る。

第18条の2第2号中「優良運転者が優良運転者」を「免許証の更新申請（優良運転者に係るものに限る。）又は免許の取消し申請を申請者」に改める。

別表第3県道成田松尾線の項中「及び山武郡芝山町」を「、山武郡芝山町」に改め、「1, 130番1」の次に「地先まで及び山武郡芝山町大里字木戸場78番1地先から字柳谷32番11」を加え、同表酒々井町道1B—166号線の項の次に次のように加える。

芝山町道2BL—00 61号線	山武郡芝山町大台3, 076番1地先から3, 155番1地先まで
芝山町道3BL—01 62号線	山武郡芝山町宝馬219番1地先から232番1地先まで
芝山町道4BL—00 29号線	山武郡芝山町香山新田56番3地先から60番6地先まで
芝山町道4BL—00 79号線	山武郡芝山町香山新田56番1地先から56番3地先まで
横芝光町道I—1号線	山武郡横芝光町長山台1番14地先から遠山409番5地先まで
横芝光町道B212号線	山武郡横芝光町長山台1番2地先から1番14地先まで

別表第3横芝光町道1500号線の項中「横芝光町道1500号線」を「横芝光町道E249号線」に改める。

別記第5号様式中

③ 車両の運転による通勤状況	普通	大型二輪	普通二輪	原付	自転車	計	④ 従業員数	人
						人		
⑤ 前安全運転管理者	解任年月日	解任事由		年	月	日	氏名	その他()
	勤務期間	勤務所名	職名	⑦ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	
⑥ 安全運転の経歴	勤務期間	勤務所名	職名	⑦ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	
	勤務期間	勤務所名	職名	⑦ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	

⑧ 前安全運転管理者	解任年月日	解任事由		年	月	日	氏名	その他()
	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	
④ 安全運転の経歴	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	
	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位	

め、同様式の備考3中「⑦」を「⑤」に改める。

別記第 5 号様式の 2 中

③ 車両の運転による通勤状況	普通	大型二輪	普通二輪	原付	自転車	計	④ 従業員数
	人					人	
⑤ 前副安全運転管理者	解任年月日	年	月	日	氏名	⑥ その他 ()	
	解任事由	ア	死亡	イ	退職	ウ	転任
⑥ 副理者の運転歴	勤務期間	勤務所名	職名	⑦ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位
	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで						

を

③ 前副安全運転管理者	解任年月日	年	月	日	氏名	⑥ その他 ()	
	解任事由	ア	死亡	イ	退職	ウ	転任
④ 副理者の運転歴	勤務期間	勤務所名	職名	⑤ 変更前	事業所の名称	事業所の所在地	職務上の地位
	・ ・ ・ から ・ ・ ・ まで						

に改

め、同様式の備考 3 中「⑦」を「⑤」に改める。

別記第 5 号様式の 2 の 2 の備考以外の部分を次のように改める。
第 5 号様式の 2 の 2 (第 9 条の 2 第 1 項第 1 号)

運転管理経歴証明書			
住所			
氏名	年 月 日	年 月 日	年 月 日生
事業所名	勤務期間	業務内容	
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
	年 月 から 年 月 まで		
証明欄 (雇用者、所属の長等の証明)			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
年 月 日			職氏名 ㊟

別記第5号様式の3の備考以外の部分を次のように改める。
第5号様式の3（第9条の2第1項第1号）

副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書			
住所			
氏名	年 月 日	年 月 日	年 月 日
自動車の種類	運 転 期 間	業 務 内 容	
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
	年 月 日 から 年 月 日 まで		
証明欄（雇用者、事業所の長等の証明）			
上記のとおり相違ないことを証明する。			
	年 月 日	職氏名	④

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成30年3月23日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎
千葉県公安委員会規則第2号
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び管轄区域に関する規則（平成6年千葉県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表千葉県北警察署の項（直轄）の目作新台交番の節の次に次のように加える。

山王交番	千葉県稲毛区のうち小深区山王町	千葉県稲毛区のうち小深町、山王町、長沼原町及び六方町
------	-----------------	----------------------------

別表千葉県北警察署の項中「小深町、山王町、長沼原町及び六方町並びに」を削り、同表八千代警察署の項中「緑が丘五丁目」の次に「、緑が丘西一丁目、緑が丘西二丁目、緑が丘西三丁目、緑が丘西四丁目、緑が丘西五丁目、緑が丘西六丁目、緑が丘西七丁目、緑が丘西八丁目」を加え、同表柏警察署の項中「大島田」の次に「、大島田一丁目」を加え、「高柳、」を「高柳、高柳一丁目、高柳二丁目、」に改め、「大室」の次に「、大室一丁目、大室二丁目、大室三丁目」を、「小青田」の次に「、小青田一丁目、小青田二丁目、小青田三丁目、小青田四丁目、小青田五丁目」を、「岩井新田」の次に「、大島田二丁目」を、「柏ノソタ一東」の次に「、船戸一丁目、船戸二丁目、船戸三丁目」を加え、同表匝瑳警察署の項中「匝瑳市八日市場ホ」を「匝瑳市飯倉」に改め、同表茂原警察署の項中「、下太田」の次に「、にいいはる工業団地」を加え、同表市原警察署の項中「市原市姉崎」を「市原市姉崎東一丁目」に改め、「姉崎西三丁目」の次に「、姉崎東一丁目、姉崎東二丁目、姉崎東三丁目」を加える。

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表千葉県北警察署の項の改正規定は、平成30年3月28日から施行する。

七
 一六

千葉県告示第百二十九号
 地方公営企業法（昭和二十七年法律第百九十二号）第四十条の二第一項の規定により、千葉県公営企業の業務状況を別冊のとおり公表する。
 平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）に基づく県民税（個人の市町村民税

と併せて徴収される個人の県民税を除く。)、事業税(併せて徴収する地方法人特別税を含む。)、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税(現金により納付するものに限る。)、軽油引取税、自動車税(普通徴収のものに限る。)、鉱区税、固定資産税及び狩猟税(普通徴収のものに限る。))に係る徴収金(以下「徴収金」という。)の収納事務を次のとおり委託した。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称	所在地	委託内容	委託期間
国分グローサーズ チェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 一番一号	直営店舗及び 加盟店舗にお ける徴収金の 収納	平成三十年四月 一日から平成三 十三年三月三十 一日まで
株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁目八番 二七号	〃	〃
株式会社セイコー マート	北海道札幌市中央区南九条 西五丁目四二一番地	〃	〃
株式会社セーブオ ン	群馬県前橋市亀里町九〇〇 番地	〃	〃
株式会社セブン イレブン・ジャパ ン	東京都千代田区二番町八番 地八	〃	〃
株式会社ファミ リーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 一番一号	〃	〃
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐 町大字久地六六五番地の一	〃	〃
ミニストップ株式 会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五 番地一	〃	〃
山崎製パン株式会 社	東京都千代田区岩本町三丁 目一〇番一号	〃	〃
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一 番二号	〃	〃
株式会社エヌ・ ティ・ティ・デー タ	東京都江東区豊洲三丁目三 番三号	委託による徴 収金の収納の 事務の取りま とめ	〃

千葉県告示第百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)に基づく資金の貸付けに係る元利償還金(以下「償還金」という。)の収納事務を次のとおり委託した。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称	所在地	委託内容	委託期間
国分グローサーズ チェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 一番一号	直営店舗及び 加盟店舗にお ける償還金の 収納	平成三十年四月 一日から平成三 十三年三月三十 一日まで
株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁目八番 二七号	〃	〃
株式会社セイコー マート	北海道札幌市中央区南九条 西五丁目四二一番地	〃	〃
株式会社セーブオ ン	群馬県前橋市亀里町九〇〇 番地	〃	〃
株式会社セブン イレブン・ジャパ ン	東京都千代田区二番町八番 地八	〃	〃
株式会社ファミ リーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 一番一号	〃	〃
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐 町大字久地六六五番地の一	〃	〃
ミニストップ株式 会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五 番地一	〃	〃
山崎製パン株式会 社	東京都千代田区岩本町三丁 目一〇番一号	〃	〃
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一 番二号	〃	〃
株式会社エヌ・ ティ・ティ・デー タ	東京都江東区豊洲三丁目三 番三号	委託による償 還金の収納の 事務の取りま とめ	〃

千葉県告示第百三十二号

昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号(航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

なお、関係図書は、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

指定地域の表中「及び準住居地域」を、「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 別図第一は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表第二松尾工業団地の項中「松尾町借毛本郷」の下に、「松尾町下野」を加え、同表に備考として次のように加える。

備考 別図第二は省略し、千葉県環境生活部大気保全課において縦覧に供する。

別表の別図第一及び別図第二を削る。

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十三号

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県立地企業補助金交付要綱(平成二十六年千葉県告示第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十一号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に改め、「平成十九年法律第四十号」の下に、「次号において「旧地域産業集積形成法」という。」を加え、同条第二十二号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「旧地域産業集積形成法」に改める。

別表第一中「及び木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の施行地区」を、「木更津都市計画事業金田西特定土地区画整理事業の施行地区及びネクストア千葉誉田」に改める。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公示の日から施行する。

千葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十四号

千葉県労働者福祉資金融資制度要綱の一部を改正する告示

千葉県労働者福祉資金融資制度要綱(昭和五十八年千葉県告示第三百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中小企業労働者生活安定資金の項中「二・二パーセント」を「一・七パーセント」に改め、同表育児・介護休業者生活安定資金の項中「一・九パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表離職者生活安定資金の項中「一・五パーセント」を「一・二パーセント」に改め、「連帯保証人一人以上及び」を削る。

別記第一号様式を次のように改める。

別記

第一号様式(第五条)

千葉県労働者福祉資金 借入申込書 中央労働金庫 御中		貸付番号 001	中小企業 002	青児・介護休業 003	貸付年月日 15	なのはな ローリー	01	付保証
		返済方法 月賦 半年賦 据置き		返済方法 有・無 〔離職者・青児休業者・ 介護休業者のみ可〕	円	円	円	円

会員番号	申込金額 万円	離職者貸付けの内訳 一般生活安定資金 特別生活安定資金 万円	返済方法 月賦 半年賦 据置き	返済方法 有・無 〔離職者・青児休業者・ 介護休業者のみ可〕	円	円	円	円
住所	郵便番号	勤続年数	居住年数	同居家族	前年度収入	自宅電話	勤務電話	()
氏名 フリガナ	生年月日 年 月 日 (歳)	同居家族	勤続年数	同居家族	前年度収入	自宅電話	勤務電話	()
申込人	先務(離職前)							()

※ 該当箇所に○印を付け、青児・介護休業に該当する場合は休業期間を記入してください。

共 通	資金用途 生活費・住宅費・ 冠婚葬祭・教育 費・療養費・災害 事故・その他 ()	中小企業労働者 卸売業 サービス業 小売業 その他の業種	資本金 1億円以下 5千万円以下 5千万円以下 3億円以下	従業員数 100人以下 100人以下 50人以下 300人以下	青児・介護休業 年 月 日 から 年 月 日 まで か月間	離職理由 倒産・閉 鎖・縮小・ 自己都合 ()
--------	--	--	---	---	--	--------------------------------------

※ 労働金庫使用欄

決裁	受付	審査欄
部長 次長 代理	係長 係	取扱者

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県労働者福祉資金融資制度要綱別表の規定は、この告示の施行の日以後に中央労働金庫が融資する福祉資金について適用し、同日前に中央労働金庫が融資した福祉資金については、なお従前の例による。

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第三百三十五号

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

認定訓練運営費・設備費補助金交付要綱(昭和三十三年千葉県告示第三百六十五号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「及び第五条」を、「第五条」に改め、「認定訓練運営費・設備費補助事業実施状況報告書」の下に「及び第七条の交付請求書」を加え、同条第三項を削る。別表第一号の表を次のように改める。

職業訓練の種類	経費	補助率
普通職業訓練	一 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金又は手当に要する経費 二 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に関する経費並びに機械器具等の設備に要する経費 三 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費 四 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費 五 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費その他知事が必要かつ適切と認める経費	当該経費のそれぞれ三分の二以内
高度職業訓練		
指導員訓練		

別記第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

別記

第一号様式(第三条)

申請受理番号

認定訓練運営費・設備費補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名 (印)

(法人にあつてはその
名称及び代表者名)

年度認定訓練運営費・設備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の額 円
- 2 認定訓練開始年月日 年 月 日
- 3 補助事業の内容
- 4 事業に要する経費

第二号様式(第五条)

認定訓練運営費・設備費補助事業実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名 (印)

(法人にあつてはその
名称及び代表者名)

年 月 日付け 第 号の をもつて交付決定された補助事業について 年10月31日現在の実施状況を次のとおり報告します。

- 1 訓練生の増減
- 2 設備費に関する実施状況
- 3 事業に要する経費の支出状況

第三号様式(第六条)

決定通知番号

認定訓練運営費・設備費補助事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住所 氏名 ㊟

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

年度認定訓練運営費・設備費補助事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金の額 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助事業の実績
- 4 事業に要した経費

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

認定訓練等施設費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第百三十六号

認定訓練等施設費補助金交付要綱の一部を改正する告示

認定訓練等施設費補助金交付要綱(昭和四十年千葉県告示第五百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「に職業訓練共同施設設置計画書(別記第二号様式)を添付して知事」を「を

知事」に改める。
第八条中「別記第三号様式」を「別記第二号様式」に改める。
第九条中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。
別記様式を次のように改める。

別 記

第一号様式 (第三条)

認定訓練等施設費補助金交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名 称
氏 名

㊦

年度認定訓練等施設費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の額 円
- 2 補助事業の内容
- 3 職業訓練共同施設設置計画書
- 4 事業に要する経費

第二号様式 (第八条)

認定訓練等施設費補助事業状況報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地
名 称
氏 名

㊦

認定訓練等施設費補助金に係る 年 月 日から 年 月 日
までの補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 事業に要する経費の支出状況

第三号様式 (第九条)

認定訓練等施設費補助事業実績報告書

千葉県知事 様

年 月 日

所在地
 名称
 氏名

認定訓練等施設費補助金に係る 年度補助事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助事業の実績
- 4 事業に要した経費

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

千葉県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、平成三十年三月二十三日から三週間、縦覧に供する。
 平成三十年三月二十三日

一 道路の種類 県道

千葉県知事 鈴木 栄 治

二 路線名 船橋我孫子線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏市大島田字 辻堀五九番一 地先から五九 番一地先まで	前 後	九・七一メートルから 一一・九七メートルまで 一一・九二メートルから 一一・九七メートルまで	二五・七五メートル 二五・七五メートル

千葉県告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、成田都市計画市場事業を次のとおり認可した。
 平成三十年三月二十三日

- 一 施行者の名称 千葉県知事 鈴木 栄 治
成田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 成田都市計画市場事業成田市公設地方卸売市場
- 三 事業施行期間 平成三十年三月二十三日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 事業地 成田市の天神峰字道場地内
 収用の部分 使用の部分 なし

千葉県告示第百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、野田市関宿台町東土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。
 平成三十年三月二十三日

- 一 組合の名称 千葉県知事 鈴木 栄 治
野田市関宿台町東土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 野田市関宿台町二、六九九番地二
- 三 設立認可の年月日 平成六年二月四日

四 変更の内容
事業施行期間
変更前 平成六年二月四日から平成三十年三月三十一日まで
変更後 平成六年二月四日から平成三十五年三月三十一日まで
変更認可の年月日
平成三十年三月二十三日

千葉県告示第四百十号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、四街道市鹿渡南部土地区画整理組合の事業計画(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。
平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 組合の名称
四街道市鹿渡南部土地区画整理組合
事務所所在地
四街道市鹿渡七〇六番地
設立認可の年月日
平成十三年四月三日
変更の内容
事業施行期間
変更前 平成十三年四月三日から平成三十年三月三十一日まで
変更後 平成十三年四月三日から平成三十一年三月三十一日まで
変更認可の年月日
平成三十年三月二十三日

千葉県告示第四百一十一号
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十六の規定により、放置違反金の収納事務を次のとおり委託した。
平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

名称	所在地	委託内容	委託期間
国分グローサーズ チェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 一番一号	直営店舗及び 加盟店舗にお ける放置違反 金の収納	平成三十年四月 一日から平成三 十三年三月三十 日まで

株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁目八番 二七号	〃	〃
株式会社セイコー マート	北海道札幌市中央区南九条 西五丁目四二一番地	〃	〃
株式会社セーブオ ン	群馬県前橋市亀里町九〇〇 番地	〃	〃
株式会社セブン イレブン・ジャパ ン	東京都千代田区二番町八番 地八	〃	〃
株式会社フアミ リーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 一番一号	〃	〃
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐 町大字久地六六五番地の一	〃	〃
ミニストップ株式 会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五 番地一	〃	〃
山崎製パン株式会 社	東京都千代田区岩本町三丁 目一〇番一号	〃	〃
株式会社ローンソ ン	東京都品川区大崎一丁目一 一番二号	〃	〃
株式会社エヌ・ ティ・ティ・デー タ	東京都江東区豊洲三丁目三 番三号	委託による放 置違反金の収 納の事務の取 りまとめ	〃

教育委員会教育長告示

千葉県教育委員会教育長告示第四号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、千葉県奨学資金貸付条例(昭和四十年千葉県条例第四十三号)に基づく奨学資金貸付金返還金(以下「返還金」という。)の収納事務を次のとおり委託した。
平成三十年三月二十三日

千葉県教育委員会教育長 内藤 敏也

名称	所在地	委託内容	委託期間
国分グローサーズ チェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 一番一号	直営店舗及び 加盟店舗にお ける返還金の	平成三十年四月 一日から平成三 十三年三月三十

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二七号	納	一日まで
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地	納	納
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九〇〇番地	納	納
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	納	納
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一番一号	納	納
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一番地一	納	納
ミニストップ株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	納	納
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	納	納
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一番二号	納	納
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三番二号	委託による返金の収納の事務の取りまとめ	納

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

千葉県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二社会福祉法人白寿会特別養護老人ホームプレミア東松戸の項の次に次のように加える。

社会福祉法人清和園特別養護老人ホームセイワ松戸（従来型）	松戸市大橋八九番地
社会福祉法人清和園特別養護老人ホームセイワ松戸（ユニット型）	松戸市大橋八九番地

附則

この告示は、公示の日から施行する。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第八号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
平成30年3月23日

千葉県公安委員長 佐藤 健太郎

- 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習
- 講習の期日及び時間
平成30年6月13日（水曜日）及び14日（木曜日）の午前9時から午後5時まで
- 講習の場所
千葉市中央区新田町4番25号 パルサンライツ2階
- 受講対象者
2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの
(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定す

<p>(金) 平成30年3月23日 日曜日</p> <p>る1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定期則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 40人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法</p>	<p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 14,000円 イ 納入方法</p> <p>千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>
<p>申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 平成30年5月7日(月曜日)から11日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 平成30年5月28日(月曜日)から6月1日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで ウ 添付書類 ア 4 (1) に該当する者</p>	<p>千葉県公安委員会告示第9号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成30年3月23日</p> <p>千葉県公安委員長 佐藤 健太郎</p> <p>1 検定に係る警備業務の種類及び級 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第4号に規定する交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成30年7月5日(木曜日)午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮</p> <p>4 受講定員及び受検資格 (1) 受講定員 30人 (2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続</p>
<p>平成30年3月23日 日曜日</p>	

公 告

都市計画地区計画の関係図書の縦覧
 平成三十年三月二十三日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画しらぎ地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成三十年三月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧
 平成三十年三月二十三日印旛郡栄町の決定に係る成田都市計画地区計画十王地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成三十年三月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画火葬場の関係図書の縦覧
 平成三十年三月二十三日印旛郡栄町の変更に係る成田都市計画火葬場の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成三十年三月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧
 平成三十年三月二十三日松戸市の変更に係る松戸都市計画下水道松戸市第一号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。
 平成三十年三月二十三日
 千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧
 平成三十年三月二十三日柏市の変更に係る柏都市計画下水道柏市第三号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項に

ア 申込方法
 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。
 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
 イ 受検申込票受付期間等
 平成30年5月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで
 (2) 受検者決定通知
 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。
 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。
 (3) 検定申請手続等
 ア 検定申請手続
 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。
 イ 検定申請受付期間等
 平成30年6月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで
 ウ 添付書類
 (ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面)
 (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
 (4) 検定手数料等
 ア 検定手数料
 14,000円
 イ 納入方法
 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。
 なお、既納の検定手数料は、還付しない。
 6 問合せ先
 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画下水道の関係図書の縦覧

平成三十年三月二十三日柏市の変更に係る柏都市計画下水道柏市第四号公共下水道の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局下水道課において縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告は、競争入札公告並びに「MTO」を標榜して実施される建設の買付を目的とするものである。

入札公告

次とおり一般競争入札に付する。

平成30年3月23日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間 契約締結の日から平成34年8月31日まで
 - (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級

- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
 - (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
 - (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
 - (6) 調達案件と同等の契約を履行した実績があること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部税務課システム管理班 電話043(223)2064
 - (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム <https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>
 - (3) 入札説明書の交付期間 平成30年3月23日から4月12日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (4) 入札書の提出期限
 - ア 電子入札システムによる場合の提出期限 平成30年5月2日午後5時
 - イ 紙入札方式による場合の提出期限 平成30年5月2日午後5時
 - (5) 開札の日時及び場所 平成30年5月7日午前10時 千葉県庁中庁舎6階管財課入札室
 - 4 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除
 - イ 契約保証金 千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号)の2。以下「財務規則」という。)第99条の規定によるものとする。
 - (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 入札参加資格の確認
 - ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成 3 0 年 4 月 2 4 日午後 5 時

(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。

イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。

(ア) 提出期限 平成 3 0 年 4 月 2 4 日午後 5 時

(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県知事が判断した入札者であつて、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたとときであつても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消す。

(9) 契約の変更又は解除 この公告に係る契約は、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る経費の減額又は削除があつた場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(1 0) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: ASP service for eLTAX (Portal system for local taxes) (1set)

(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 2 May, 2018

(3) Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2064

購読料

月ぎめ
本号(別冊を含む。)

一部
一部一箇月、三〇〇円(送料を含む。)
一二七円

発

行者
千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八